

離婚家庭等の方向け

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)

～ 手続き等のご案内 ～

支援給付金とは？

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、既に支給が進んでいる令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない方に対し、子育てを支援する目的で実施する給付金です。

支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者）になった方
- ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時）において高校生等を養育している方
- ③その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続を行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

※養育している方（現養育者）の所得が、児童手当の特例給付相当となっている方は対象外です

支給金額

養育する児童1人につき 10万円

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために費消されている場合はその額を差し引いた額

申請期限 令和4年4月末まで

給付金を受給するには申請が必要です。申請書等の提出をお願いします。

【申請・お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)



～空き家・土地などの物件情報募集～



町では、長万部への移住を検討されている方への情報提供として、空き家・土地などの物件情報を募集します。これは、空き家の利用希望者及び物件所有者の必要に応じ、双方に情報を提供するものです。

空き家を所有等で売りたい・貸したいという方は空き家情報を登録しませんか。

登録を希望される方は、空き家等情報登録申請書を新幹線推進課へ提出してください。

(申請書は、新幹線推進課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます)

なお、町ではトラブル発生時の仲裁、空き家に関する交渉や売買・賃貸借の契約については、一切関与いたしません。

◎登録している所有者の皆様へ

現在、町役場ホームページへ掲載登録している物件で、登録申請した日以降に売買等の異動がありましたら、下記まで連絡ください。掲載を中止します。お手数をお掛けしますがよろしくをお願いします。

【お問い合わせ・申請書提出先】 新幹線推進課 新幹線・政策推進係 (☎2-2450)